

4月末から5月初めの連休期間における治験計画届等の提出に関するお願い

本年4月末から5月上旬の連休期間における治験計画届等の提出については、治験計画届等に対する円滑な調査実施等の観点から、以下のようにお願い申し上げます。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 30日調査対象の治験計画届等について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の2第3項後段の規定による調査（いわゆる30日調査）の対象となる治験計画届等については、連休期間前はできる限り令和8年4月2日（木）までに提出いただきますようお願いいたします。
- (2) 30日調査期間に、連休期間が含まれることになる30日調査対象の治験計画届等については、あらかじめ日程に余裕を持たせた医療機関との予定契約締結日（自ら治験を実施する者の場合においては、治験薬入手予定日又は治験実施予定日）を設定するとともに、届書および添付資料の記載を十分整備し、当該期間における調査への対応準備も考慮した上で、提出願います。

2. 上記1. 以外の治験計画届、治験計画変更届、治験終了届、治験中止届及び開発中止届
通常どおり、受付を行います。

3. 治験安全性最新報告（年次報告）について

通常どおり、受付を行います。

（お問合せ先）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
審査マネジメント部審査企画課

メールアドレス tiken-toiwase@pmda.go.jp

電話 03-3506-9438

FAX 03-3506-9443